

◎児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件
 新旧対照条文

○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
一・二（略） 別表 障害児相談支援給付費単位数表 1 障害児相談支援費 イ 障害児支援利用援助費 1,606単位 ロ 継続障害児支援利用援助費 <u>1,306単位</u> 注 1～5（略） 2（略）	一・二（略） 別表 障害児相談支援給付費単位数表 1 障害児相談支援費 イ 障害児支援利用援助費 1,600単位 ロ 継続障害児支援利用援助費 <u>1,300単位</u> 注 1～5（略） 2（略）